

民間資金等活用事業推進委員会
第30回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第30回計画部会
議事次第

令和4年2月25日（金）15:30～
オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) 前回意見等の整理
- (2) 新たに取り組むPPP／PFI推進施策
- (3) キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける
PPP／PFIの導入推進施策
- (4) その他

3 閉会

<配付資料>

- 資料1－1 第29回計画部会における意見と対応
- 資料1－2 第56回推進委員会における意見と対応
- 資料2 新たに取り組むPPP／PFI推進施策について
- 資料3 指標連動方式の基本的考え方（案）
- 参考資料1 計画部会構成員名簿

○庄司企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第30回計画部会」を開催させていただきます。

事務局の内閣府PPP/PFI推進室の企画官の庄司です。よろしくお願いいたします。

本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、計画部会の構成員14名中13名の委員・専門委員の皆様が御出席の状況でございまして、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されております定足数である過半数に達しておりますので、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、「民間資金等活用事業推進委員会議事規則」第5条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる資料1、資料2及び本日の議事録につきましては、アクションプラン改定後の公表とさせていただければと考えてございます。

それでは、今後の議事につきましては柳川部会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 柳川でございます。よろしくお願いいたします。

資料の取扱いについては、今、事務局から御説明のあったとおりにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議事に入ります。

議事1及び議事2をまとめて御説明をお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、まず事務局から資料1、2を御説明させていただければと思います。

議事1が「前回意見等の整理」、2といたしまして「新たに取り組むPPP/PFI推進施策」ということでございます。

まず、資料1-1は、前回の計画部会でいただいた御意見を内容で分類いたしまして一覧にしたものでございます。ちょっと字が小さいのですが、右端に丸をつけているのが、部会終了後、事務局宛てにメールで御意見をいただいたものでございまして、それも含めまして整理してございます。

1 ページ目のほうは総括レビューについての御意見というところで、VFMの低下傾向についての御質問などをいただいているところで、現在分析を進めているところでございます。

2 ページ目も引き続きアクションプラン総括レビューについての御質問等をいただいているところでございます。

3 ページ目は、各省ヒアリングを行わせていただいたところでございますが、それに対する意見を様々ないただいているところでございます。追加いただきました意見も含めまして関係省庁に共有いたしまして、現在対応を整理しているところでございまして、アクションプランの施策の充実に生かしてまいりたいと考えてございます。

次に進んでもらって、もう一つ進んでもらって、こちらは「議事（4）アクションプラ

ンに盛り込む内容について」ということで、様々御意見をいただいたところでございます。会議の後に追加でいただいた御意見といたしましては、例えば事業者への収益リスクの対策が必要ではないかということですか、地域における活用拡大については習熟度に応じた対応が必要ではないか。それから、ゼロから負担軽減に向けて検討する必要性などを御指摘いただいているところでございます。

7ページは推進施策についてでございますが、例えば民間企業、金融機関、小規模自治体が取り組みたいと思うようなモデルの形成が重要ではないかとか、4年前の事業部会報告でも整理していただいているバンドリングについても項目を設けて施策を整理すべきといった御意見。キャッシュフローを生み出しにくいインフラ等の維持管理・運営にPPP/PFIを推進する上で、民間事業者が適正なリスクを負うことができるように、施工や維持管理、更新等の施設関連情報の整備が不可欠で、デジタル技術を活用した情報基盤のより一層の整備が必要などの御指摘をいただいているところでございます。

次のページをお願いします。こちらでは補助メニューのPFIでの運用改善。それから、一般的な話といたしましても官民連携の望ましい姿、ESG投資を呼び込むことを意識したモデルづくりなどを挙げていただいているところでございます。これらの意見につきましても現在事務局で対応を整理しているところございまして、アクションプラン案の作成に生かしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料1-2をお願いします。2月15日に本委員会であるPFI推進委員会を開催してございまして、同じくアクションプランの方向性、推進施策のたたき台をお示ししまして、その中でいただいた御意見の概要をこちらに整理しているところでございます。市民向けの発信の必要性、ポイントというところに関して御意見を様々いただいているところでございますし、メリット、デメリットもしっかり説明するというところとか、多様な効果の評価の方法、情報の蓄積の重要性などについても御意見をいただいているところございまして、この辺り、本日の後段の議論のテーマにも挙げさせていただいているところでございます。

続きまして、議事(2)「新たに取り組むPPP/PFI推進施策」について、資料2で御説明させていただきたいと思っております。

次のページをお願いします。昨年10月の計画部会で新しいアクションプランについて、グリーン社会の実現ですとかデジタル化といった政策課題との連携、多様な効果の評価に取り組むということについて御議論いただいたところでございます。本日、この点について取り上げまして御議論をお願いしたいと考えまして準備させていただいております。内容ですが、関連する事例とか政策の動きといったものを御紹介させていただいて、どういった形でこれらの取組について進めていくべきか、委員の皆さんの御意見を伺いまして、それを踏まえまして関係者との協議等を加速させていって、アクションプランに生かしてまいりたいと考えているところでございます。

次のページをお願いします。まず、「新たな政策課題への対応」という観点から幾つか

関連するような事例を整理させていただいているところでございます。こちらはグリーン社会の実現の関連ということで、豊橋市の事例でございます。下水処理場で発生している未利用のバイオマス資源を活用して発電を行うと。こういったものを通じてCO₂の削減とかエネルギーの地産地消を図る。それから財政負担の軽減という取組が進められているといった事例がございます。

続きまして、こちらの事例はむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業ということで、千葉県の睦沢町でございます。注目ポイントとして挙げさせていただいてございますが、地域の資源である天然ガスを有効に活用して地産地消のエネルギーサービスを供給するということが盛り込まれている。それから大規模災害発生時にもエネルギー供給を継続して、防災拠点としての役割を担うといった機能を持ったものとして、道の駅とか住宅といったものを一体的に整備されて、新たな産業創出、地域振興が図られているという事例になります。

次のページは和光市における公共施設を再編した事例というところでございます。注目ポイントとしては、デジタル化の取組、身近な拠点をしっかり整備していくという観点での事例になっておりますけれども、身近な施設である福祉施設とか体育施設といったものを集約させていく。さらに独立採算型の収益事業としてコワーキングスペース等を併設しまして、こういった複合施設を整備しているということがございます。これを進めるに当たりましては、市民、行政、企業、NPOとの協働により社会課題の解決を図るというコレクティブインパクトの考え方が導入されているというところもございます。

あと、事業概要に挙げさせていただいておりますけれども、大規模災害時には帰宅困難者を受け入れられるような防災備蓄倉庫の機能を有していたり、先端技術の実証実験ということで、AIを導入した警備、安全管理、マーケティング、そういったことの実証実験などもここで行われているということもあつたりします。

次のページは習志野市での事例でございます。注目ポイントのところですが、公民館、図書館、そのほか老朽化した複数の施設の機能を集約して複合化して再生しているというところで、それを公園に近接させて一体的に再生して、エリア全体の魅力を向上させるという取組が行われているというところでございます。こちらについても民間の施設も併設させて、カフェとか賃貸住宅とかも併せて整備されているという状況でございます。

次のページはデジタル化の関連の事例というところで、愛知県で今、整備中でございますが、スタートアップ支援拠点整備ということでございます。注目ポイントといたしましては、デジタル技術を最大限活用して海外のスタートアップ支援機関と大学と連携して、世界最高品質のスタートアップ支援プログラムをワンストップ・ワンルーフで提供するという中核支援拠点が整備されていくということでございまして、こういった施設の整備、コンセッションの方式で運営されていくというところで、そういった通信関係の事業者のノウハウを使って最先端の技術・サービスを提供していくということが進められているという状況でございます。

次のページから関連の施策の紹介ということで、まずはグリーン社会の実現関連の施策でございます。国土交通省での取組、官民連携グリーンチャレンジモデル形成支援ということで、令和4年度からの新規事業として準備されているという状況でございます。グリーン社会の実現に向け、インフラ整備や維持管理運営事業等に官民連携手法の導入を検討する自治体を支援するということで、その結果、検討のポイントをまとめた事例集を作成し、ノウハウの共有を図るということを目的にされて進めるという状況でございます。

次のページは環境省の取組というところで、環境省が取りまとめる中で地域脱炭素ロードマップというのが昨年6月にまとめられているところがございますが、その全体像を示したのがこちらの資料になります。2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくることを目指すということで、今後5年間政策を総動員した支援を行うということが掲げられているという状況でございます。

重点対策として8項目挙げられていますが、公共施設等における省エネとか、改修時のZEB化の誘導ですとか、脱炭素型まちづくりといったものも挙げられているという状況でございます。

次のページは脱炭素先行地域について説明されているものでございまして、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することとしておりまして、多様な地域で地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示すこととされています。現在、脱炭素先行地域の募集が行われていまして、春頃には選定地域が公表される予定となっております。

次のページはデジタル化の関係での関連施策の御紹介ということで、デジタル田園都市国家構想関連施策の全体像というものでございます。政府が掲げる「新しい資本主義」の実現に向けて、成長戦略の最も重要な柱として、地方でのデジタルの実装を進めていくことについて様々な政策手段が検討されているという状況でございます。

右側にありますように、地方の課題を解決するためのデジタル実装といたしまして、様々な分野でデジタルを活用して効果的に地域課題を解決する取組を支援するというところで、交付金等による分野横断的な支援などが掲げられているところがございます。今後中長期的に取り組むべき方策を深化させて、デジタル田園都市国家構想をこの春に取りまとめるという方向が示されているところがございます。

次のページからが今回もう一つ議事として挙げさせていただいています多様な効果とか情報の有効な活用ということでの関連の状況の御紹介になります。まず、情報の活用ということで、現在行われている事後評価について、どういったことを効果として把握して整理されているかということをお紹介したものでございます。事例を4つほど挙げてございますが、こちらは千葉市の少年自然の家というところがございます。

次のページは、事後評価としてどういったことを評価しているか。評価の観点も左側でございますけれども、定性評価、定量評価それぞれでございます。右側にありますように、

例えばサービス水準の向上ということと言えますと、満足度をアンケートとかで測ることで示しているということとか、学習プログラムをつくった、スタッフの評価といったことも掲げて評価としているところがございます。

下のほうですと、地域活性化ということで、コミュニティー活動を活発化した、ボランティアの登録者数が増えた、利用者数が増加したとか、こういったところが評価されているということがございます。

次のページは2つ目の事例で、給食センターの事業でございます。

次のページはこちらでの事後評価でございますが、サービス水準の向上という観点では、利用者満足度を測った上で、それを評価しているというところがございます。地域活性化という観点で言いますと、市内在住者の優先的な採用とか、雇用を創出、障害者雇用などというところを評価しているというところがございます。

次のページは3つ目の事例ですが、ごみの焼却施設、余熱利用施設の事例でございます。

次のページはこちらでの事後評価でございますけれども、サービス水準の向上、地域活性化に関しましては、市民相互の触れあい、交流の場の提供、地域のコミュニティー活動の促進に寄与しているといったこととか、地域企業のPFI事業への参画ということで、ここに参画することで新たなPFI事業に参画ということを促すような効果もあったというところ。財政支出の削減ということに関しても事後的に評価をしているというところがございます。

次のページは最後の事例でございますが、多摩スポーツセンター建設事業ということで、体育施設の事例でございます。

次のページはこちらでの事後評価でございますが、こちらでも利用者のニーズ等を把握した事業展開を行って、利用者が当初の想定を上回って推移したということ。こういったものを通じて利用者の満足度も好評であったということを確認しているというのがございます。それから、効率的な施設の整備・維持管理ということで、維持管理・運営を意識した設計・整備がなされて、包括発注の効果が見られたということが評価されているというところ。こちらについても財政支出の削減効果も確認しているというところがございます。

現状、事後評価なりで評価されている点、こういった指標が使われているかというのはこういったものでございますということを御紹介させていただきました。

次のページからはこういった情報が世の中にあって、活用できるかという観点から幾つかデータベースの事例、オープンデータの事例を御紹介させていただいているものがございます。まず、こちらは地域経済分析システム（RESAS）でございます。地域経済の見える化を支援するシステムとして活用されており、様々なメニューが増えてきているということで、ここに示しているような様々なデータが取れるというものでございます。

次のページは使い方の一例ということで、公民館の半径1キロ圏内の人口推移予測を示すことが可能であると。こういったものを通じて施設の需要の変化が把握可能で、施設の在り方の検討に生かしていくということも考えられるというものでございます。

次のページは、スマートシティの取組の関連でもこういったデータの整備が進められておりまして、これは総務省の支援事業でございますが、データの基盤を整備しているという事例です。長崎県では防災分野についての公共のデータオープン化を実現する基盤を構築し、防災・減災のためのサービス向上を図るということ。それから観光分野についても今後取り組んでいくということが挙げられているというところでございます。

次のページは同じく総務省の支援事業の関係でございますが、横浜市の取組というところで、官民のデータを活用するプラットフォームの整備に取り組まれています。様々なデータを可視化し、官民連携窓口も活用して課題解決に向けた検討を促すという仕組みがつくられていこうとしているものでございます。

次のページは政府のデジタル化の重点計画の抜粋になってございます。準公共分野といたしましてインフラとかモビリティ、教育など様々な分野を位置づけた上で、デジタル化、データ連携の取組を一気通貫で支援するためのプログラム創設について検討していくという方針が掲げられています。これらを通じて整備されるデータのプラットフォームはPPP/PFI事業の推進においても有効に活用できる場面があるのではないかと考えているところを今回御紹介させていただいたところでございます。

次のページをお願いします。以上、いろいろ御紹介をさせていただいたところでございますが、本日御議論いただきたいポイントをこちらに整理をさせていただきました。政策課題への対応ということにつきましては、グリーン、デジタルに関連した事例を挙げさせていただきましたが、ほかにも参考にすべき事例とか事業パターンがあれば、ぜひ御指摘いただきたいと思っております。また、これらをモデル化して普及していくにはどういった課題、それに対する対応が考えられるか。それも含めまして国の役割はといった点についても御議論、御指摘いただければと思っております。

また、下側の情報の活用という観点ですと、活用の場面を3つに分けておりますが、それぞれごとにどういった指標、どういった発信手法があるだろうかということに関して御議論いただければと思っております。1つ目は適切に事業を評価していくということ。2つ目は市民等の理解促進に活用していくという観点。3つ目といたしましては事業者が効果的な提案を行っていく。それぞれの場面においてどういった情報の活用が考えられるかということをお議論いただければと思っております。それから活用可能な情報、ほかにもこういったものが使えるのではないかと、それからもっと充実が必要な情報という観点でも御議論いただければと思っておりますし、国の役割についても御意見いただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたら、順次指名させていただきますけれども、時間が限られていますので、できるだけ簡潔にお願いできればと思います。いかがでしょうか。それでは、足立委員、山口部会長代理の順番で願

いたします。

○足立専門委員 足立でございます。御説明ありがとうございました。資料2について大きく3点申し上げられればと思います。

1点目が「政策課題への対応」というところに関してですが、資料にあったように、既存の先進事例にスポットを当て直すということはもちろん大切だと思いますし、これにプラスして、前回も少し申し上げたのですが、できれば各省様の新たな政策課題、重点政策課題におけるPFI/PPPの適切な活用可能性といったことについて、内閣府が横串で入って検討していただけるといいのかなと思っています。今の点に関しましては、国の検討と同時に、実際事業を起こす立場の自治体サイドからも先導的な案件形成構想を募集して、具体の検討を国が後押しするというのも有効だと思いますし、この代表的な例が国交省グリーンチャレンジなのかなと思いますが、こういったものを内閣府の横串でもっと各省に広げるということもぜひやっていただければと思います。

関連してもう一つ提案としましては、自治体からだけでなく、民間でも先導的な事業モデルとか、そこへ提供可能な技術やノウハウなどのアイデアを持っていますので、これを国宛てに提案してもらって取組を後押しするという事とか、そういったアイデアを待っている自治体とマッチングして実証事業をサポートするといったこともあり得るのではないかと思います。各省全てというのはなかなか大変だと思うのですが、いずれにしても、本日も資料に提示があります地域脱炭素の環境省、デジタル田園等々の地方創生担当部局とかデジタル庁とは密に連携していただいて、PFI/PPPも自然に相乗り型で、常に一体で検討いただけるような形にさせていただけるといいかなと思っています。

大きな2点目が情報の活用で、事業効果の把握に関することですが、提示いただいている事例の記載事項の中で、PPPの効果に関するベーシックな分野横断的な気づきとしては、長期的視点での計画的な維持管理、修繕、劣化防止とか、地域企業の成長といったところに目がとまりました。前者については、従前見過ごされがちではありますが、運営部分の限られているハコモノ事業においても立派な典型的な効果でありますし、後者についても実際各地でその後の企業の更なる展開、発展事例が出てきています。ですので、こういった効果を国からも分かりやすく定量的なものを含めて見える化をしていただいて、地域の官民の取組の弾みにつなげていただければと思います。

あとは、各事例でちょっと記載もあったと思うのですが、やはり今後の進化、発展の方向性としては、公募時にあらかじめ事業の効果とPPPの効果をしっかり分けた上で、事後評価を見据えたKPIを設定して進めていくということかと思っていますので、自治体の道しるべとなるような検討の具体化を今後も進めていければと思います。

大きな3点目が情報活用で、オープンデータに関することですが、資料にもありますデジタルツールとかデジタルデータとかデータ連携を活用することで、これまでよりも一歩進んだ官民連携の可能性が広がるということだと思いますので、デジタル庁等関係省庁との相乗りとか連携を強化していただければと思います。

あと、いろんな人と話をしていると、AIとかIoTとかICT系のベンチャー企業なども公共施設や公共サービスとの連携とか高度化に関していろんな問題意識、アイデアを持っていて、それらをどこに持っていけばいいのかなという話を相当聞きますので、前回も民が動かすPPP云々と申し上げたのですが、この辺りの発想とか提案を国として受け止める構えの整備とか発信もぜひ省庁相乗りでやっていただけるといいのかなと思います。

最後に1点だけですが、地域レベルでの提案としては、資料にも地域のデータプラットフォームの先進事例などもあったのですが、ぜひPFI/PPPの地域プラットフォームの活用とか連携もしていただけるといいと思っています。資料にもありましたけれども、RESASのメニューの増加などを見ても、地域の将来を見据えてより適切な事業企画をするチャンスが増えていると思うのですが、これを自治体だけで使いこなすというのは限界もあると思いますので、であれば既存のプラットフォームを生かして、より前広にその地域の課題を関係者で共有しつつ、ビジョンを実現するプロジェクトを企画して、適切な手法で推進するところまでカバーするプラットフォームに進化させるというのも一案だと思います。そう考えますと、ここにも省庁連携が重要になってくると思いますので、それも含めて国と地域の密な連携の中で進めていただけるといいかなと思っています。

ちょっと大きな話も多くなりましたし、長くて恐縮ですが、以上でございます。ありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて山口部会長代理、お願いいたします。

○山口部会長代理 御説明ありがとうございました。山口です。

私からは1点ありまして、適切な事業評価のところです。今ほど事業効果の把握事例ということで自治体の事例を御紹介いただいたところですが、実際に事業評価を行うに当たっては、基本的に各自治体が事業者選定時における非価格審査項目でその事業にどういったものを期待しているのかということをお尋ねしていますので、それと連動する形で基本的に評価を行っている。そういった観点からすると、基本的に7つのカテゴリーがあるのではないかなと思っています。1つはサービス水準の向上。2つ目が効率的な施設整備と維持管理。3つ目が財政負担の軽減。4つ目がリスク分担の適切性。5つ目が地域活性化。6つ目が地域企業の参画。7つ目が環境負荷の軽減。こういったところがあるかと思えます。

このうちサービス水準の向上とリスク分担の適切性と環境負荷の軽減、この3つに関しては、事業の特性によってかなり指標が変わってくるのではないかなと思っています。大きく分けまして集客型の事業と非集客型、インフラ型の事業と分かれるかと思うのですが、例えばサービス水準の向上ですと、集客型事業であれば利用者数の増加といった視点が挙げられるわけですが、ごみ焼却施設とか下水処理施設とかいわゆる非集客型、インフラ型ですと基本的には利用者の増大はないわけですので、従来施設に比べた稼働停止日数の縮減とか安定稼働といったところが出てくるかと思えます。

また、リスク対応に関しても、例えば集客型事業であれば、災害発生時、地震発生時等の迅速な避難誘導等が挙げられる。それに対して、例えばごみ焼却施設等であれば、避難者の受入れとか、あるいは災害ごみの安定処理といったものが挙げられるかと思えます。

環境負荷の軽減に関しても、例えば集客型事業と言うと、通常ハコモノですので、CO₂の削減といったところが中心になるかと思うのですが、いわゆるごみ焼却施設等であれば、発電量の増加とか、あるいは熱回収率の向上、そういったところが挙げられるということになりますので、先ほど7つ挙げましたが、まずは事業評価の軸を定めた上で、それぞれの軸に応じて事業特性に応じた適切な評価指標をある程度大枠として定めて、あとはその事業特性に応じてそれぞれの自治体が選択できるような形で整理していただくのがよろしいのではないかなと思えます。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 富山市の本田です。御説明ありがとうございました。

先ほど足立委員が言われましたように、国の目指す大きなテーマについて省庁連携していくことが非常に大切であり、それを踏まえながら、例えばPFIで整備した施設が市民にどのように使われていくべきかという視点からの付加価値の高い提案を事業者が同時に行っていくことがこれから求められるものと考えます。後の指標連動方式とも関連が出てきますが、例えばスポーツ施設や健康福祉関連の施設の整備であれば、AIなどを活用したヘルスケアや保健指導など、施設の利用者の行動変容などを促す取組も事業範囲に含まれてくるのではないかと考えます。いずれにしましても、PFIを目的化するのではなく、あくまで手段として総合的に政策課題の解決を図っていくことが大切であると考えます。

次に、情報の活用といたしまして、知りたい情報が的確に検索できるように、事業方式や用途別あるいは事業規模別に検索ができるよう分類し、より客観的に表記していくことが必要であると考えます。また、自治体のニーズから考えますと、事業の効果から逆引き検索できるようなシステムの構築が必要であり、そのためには、国におきましてヒアリングなどを実施されまして、これまでの事業実績を収集されデータベース化していくことが重要であると考えます。その際、VFM以外の顕著な効能が表れた事業については、できるだけ具体的に記載していくべきであると考えます。

例えば学校PFIであれば、教職員の働き方改革にも寄与し、超過勤務時間が圧縮されたとか、あるいは生徒や地域住民からもより愛される学校になったという事例もありますので、そういった社会的な価値や事業効果などもぜひ幅広く可視化していただければと思います。

本市では最初のPFI事業から15年経過しており、直営方式と比較したSPCの仕事のクオリティーや実績について分析ができるようになってきております。質が高く、コストに見合う維持管理がされているといった全国のSPCの仕事ぶりについての情報も集めていただければよいと思います。

以上であります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで取りあえずこれまでの御意見について、事務局から簡潔にお答えいただいて、その後でまた委員の方から御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○庄司企画官 様々な御意見をありがとうございます。これから関係の省庁ともしっかりと連携して政策を動かしていくそのツールとしてPPP/PFIを活用できるようにということを取り組んでまいりたいと思います。

足立委員から地プラもしっかり既存のプラットフォームとして活用していくということに関しましては、もっといろいろ強化の点も考えていければと思っております。

山口委員からは事業評価の視点、かなり具体的に挙げていただいておりますので、そういったものを形にしてサンプルを示していけるような、そういったこともしっかりと議論できればと考えてございます。

本田委員からの御指摘の点でございますけれども、これだけPFIの実績とかも上がってきたところでございますので、我々は事例集とかもつくっておりますが、よりターゲットを明確にして、それがしっかり見やすい形でということで、その事例をしっかり分析するといったことにも取り組めるようにアクションプランでも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。御説明ありがとうございます。

新たな政策課題に対応していく上で民間の創意工夫を活用するという方針については、今後チャレンジしていく価値はあると考えていますが、その前提として3点考慮する必要があるかなと考えています。

まず1つ目は、PFI/PPPの選定基準をVFMと仮に呼ぶとすれば、VFMの定義自体をもう少し広げていく、整理していく必要があるのだろうと思います。先ほどお示しいただいた資料でも、VFMというのは狭義の財政支出の削減というところが定量的に出てくるわけですが、一方で、既に資料でお示しいただいたように、いろんな財政支出以外のところの効果があるというのが共通認識となってきたと思うのですが、その部分が事前のPFI/PPPを選定するときの効果として考慮がなかなかされていないという部分があるのかなと思っております。特にこういう新しい政策課題に対応していくというのは、その部分が重要になってくると思いますので、従来のサービス購入型的な意味でのVFMと分けて議論を整理して、こういった新たな政策課題への対応についても、先ほど山口委員がおっしゃったことと一緒に、事業ごとに広義の意味のVFMというものをちゃんと整理していくことが必要かと思いました。

2点目はリスク分担についてですが、こういった政策課題というのをチャレンジしていくときに、どうしても行政側というのは行政の都合と言ったら何ですけれども、ターゲットみたいなものを決められて、要求水準もそこに反映されるような形になってしまう可能性があると思うのですが、野心的な要求水準みたいなものを決めてしまうと、場合によっては非常にリスクの高い事業になってしまう可能性もあって、手を挙げる業者は、どちらかというリスクの見積もりが甘い業者が残ってしまう可能性もあるので、そういった要求水準の規定の考え方とかリスク分担の在り方についても、こういった新たな政策課題への対応を進める場合には検討になってくるのではないかと思います。

最後に3点目ですが、これは以前にも申し上げたのですが、DXです。もちろん、DXというのは非常に有効だと思うのですが、DXというのはあくまでも手段だと思うので、DX自体を目的化するような事業のたてつけというのはPFI/PPPになじまないなので、その部分だけきちっと配慮しながら事業を形成していく必要があるかなと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 難波です。

私からも3点ほどあるのですが、まず最初の「政策課題への対応」というところで、主にこれまでのPFI事業について振り返っていただいているのですけれども、もし可能であればもっといろんな種類のPPPについても少し検証していただけると、これからどんな手法でPPP/PFIを取り組もうかというときに少し役に立つのかなと思います。例えばDBとかでもいいかもしれないですし、指定管理でもいいのかもしれないですが、もう少しそういうところもフォローしていただけるといいかなというのが1つ目です。

もう一つ、PPP/PFIの事業評価といったときに、先般よりこちらの部会でも話題になっていると思うのですが、PPP/PFIならではの価値、効果というところで、例えば部門間連携とか異業種の連携、行政が自分たちだけでやっていって生まれなかったような連携が生まれたとか、規制緩和につながったとか、そういったものを少し拾い出していただけると、PPP/PFIならではの価値が見出せるのではないかなと思います。これが2つ目です。

3つ目がデータの整備、公表というところで、非常に重要な点かなと思うのですが、その中で幾つかありまして、1つ、これはオブザーバーで参加されている省庁も含めての要望なのですけれども、データの様式等をできるだけ統一してほしいのです。最近いろんなデータを集めていたときに、各省庁で出しているデータの自治体の並び順とか並び方が、順番は一緒なのですが、平成の大合併の前の自治体名でしか出てこないというのがあったりすると、そのデータを使えるようにするまでにえらく時間がかかるということが結構あって、オープンデータ化する以上はできるだけ使いやすいデータにしてほしいという要望です。

それ以外に、これはPPP/PFIだからデータを集めるという話ではないと思います。公共サ

ービスあるいは公共施設を税金を使って造る、提供する以上、従来手法がどうだったという検証が将来的には必要になるのではないのかなと思うので、できればそういったデータを集める際に、現状がどうですか、あるいはもし何か比較しようとするのであれば、従来手法でやられている比較サンプルみたいな評価等も併せてしていただくようなことがあると、役に立つのかなと思います。

データの整備に関して3つ目ですが、PFIで事業によっては民間事業者のホームページを使っていますという情報公開の仕方をしているケースがあって、そういったものは後々割と捕捉が難しくなってしまうケースがあると思うので、そういったものに対する考え方の提示ということは、国から何らか働きかけをしないと、恐らくデータがそのうちどこかになくなっていってしまうということがあるのかなと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

私からは大きく2点ほどございます。1点目としましては、政策課題への対応として、ほかの事業パターンという意味では、例えば先ほどのグリーン社会の実現も挙げていただいているのですけれども、できればこれからカーボンニュートラルを進めていくという中で、既存の公共施設をどうやって省エネしていくのかといったことも重要ではないかと思っています。ですので、新築も含めて、既存公共施設の省エネ事業のパターンも御提示できないのかと思っています。例えば流山市などですと、ESCO事業の一括発注みたいなことを分野毎でされています。そうしたものは小規模の自治体でも割と取り組みやすく、ハードルが低いイメージがあるのではないかと思います。そうした事業も含めてパターンとして御提示していく必要があるかと思っています。

あと、こうした新しい政策課題に対応していろいろな案件を創っていくときには、先ほど足立委員からもありましたけれども、地域プラットフォームの活用を是非、してほしいと思っております。こうした新しい、例えばグリーン社会の実現や、DXでもいいのですが、そうした分野を始めるときには、これまでプラットフォームに参加している民間の事業者と違ったメンバーに入っていて、そこの中で、課題から始まって、どんな地域の資源があって、どんな発案が可能で、それは民間から見て可能性があるのかどうなのかを継続的に、定期的にといい感じだと思うのですけれども、話し合っていく場が必要だと思うのです。既存の今ある広域の地域プラットフォームと連携させて、何らか進めていく必要があるかと思っています。

そうしたときには、新たな課題に取り組むということで、地域プラットフォームの中にワーキングチームといったもので進めていくことが考えられ、そのときには、ぜひ国のほうでも新たに支援していただけるといいかと思っています。これが1点目です。

2点目は先ほどから皆さんも指摘されている事業評価の話でございます。事業評価につ

いては、とにかく事業を事前に評価していく立場で考えると、今、非常にバリュー・フォー・マネーが出にくくなっているというのも実態としてあるかと思っています。そうした中で、先ほど狭義のVFMという話がありましたけれども、広い意味での定性的な部分も含めたバリュー・フォー・マネーの評価は非常に重要になってくるかと思っています。そこを単に定性的という形で評価していただければ、難しい。市民とか庁内でも理解が得られるようにということになると、それを金額で示す必要はないのかという問題もある。できるだけ定量化して、見える化していくことが必要になるかと思っています。

そのためには、この事業の地域課題が何で、そのために事業目的が何であったのか、その上で何を実行する、インプットしていくのか、事業としての効果は何なのか、民活としての効果は何なのか、といったことをどの指標で考えるのか。特定事業選定の時点で今まで自治体のほうでやってきていなかったのではないかと思うのですが、その部分をしっかり考えていくことが必要になってくる。そこをきちんとやっていないと、後から事業評価もしくは事後評価をしましょうと言っても上手く繋がらない部分が出てくるかと思うのです。ですので、ここら辺を見直していく必要があるかと思っています。そのためには、現在のバリュー・フォー・マネーのガイドラインなどについては見直していく必要があるのではないかと思っています。

以上です。

○柳川部会長 それでは、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 ありがとうございます。

私からは細かいのも入れて3点です。1つ目は、政策課題への対応として考えられる他の事業パターンについてです。一言で言ってしまうと、地域の課題解決に資する事業を目指せるようなモデルがつかれないかなど。地域の課題解決がなかなか進まないのは、マーケットがそもそも小さいとか成熟していないとか収益が安定しないとか、官も民も取り組みづらいものが残っているのだと思います。そういう意味では、山口部会長代理がおっしゃっていたような事業評価という軸をいかに定量化できるのかということの方が大事だと思います。ソーシャルインパクトという言葉もありますが、ソーシャルインパクトという言葉を使ってしまうと、それだけがひとり歩きするのも怖いので、山口部会長代理がおっしゃったような多様な軸をどううまく作っていくのかということモデル的に示せないかなと思います。

2つ目も同じような事業ですが、これは具体的なお話のほうが分かりやすいかと思うのですが、複数の施設を例えば1つの建物に複合させるとか多機能化させるとか、あるいは事業を複数の地公体で行なう広域化など、そういった実績事例の少ないプロジェクトを進めるにあたり、先行して民間事業者をパートナーとして選んでからプロジェクトをつくり上げていくようなスキームが目指せないかなと思います。

物によって違うかと思いますが、運用や運営のルールとか枠組み、建物の造り方など、そういったところでプロジェクトの収益のベースも変わってくるでしょうし、建築費

を始めとするいろいろな見込み数字も変わってきてしまうので、先行して民間事業者を決められるようなモデルがないものかなということを考えます。

最後に、いろいろな新規のチャレンジングなモデルを目指すという意味で言うと、現場レベルでは、地公体が相談する先のコンサルも未経験の分野になってくるので、コンサルにかかるコストが見えないということになってきます。そうなると地公体としては入り口で予算が見えづらくなるので、よりチャレンジしにくくなるということになりかねない。要は、チャレンジするときの見えづらいものをどう解決するかという課題が残ってしまうかなという気がします。

以上です。

○柳川部会長 それでは、いろいろ御発言、御意見が大分たまってきましたので、ここで事務局からお答えいただいてもと思いますが、いかがでしょうか。

○庄司企画官 いろいろ御意見ありがとうございます。いろいろ取り込んでまたアクションプランづくりに反映していきたいのですが、大西委員から幾つか御意見をいただいています。リスクをしっかりと考えながら適切な形で進めるという意味では、ちゃんとリスク分担されたような事業のモデルとかそういうところをつくっていくということも大事なのかなと思うところでございます。

あと、DXは手段であるということで、PFIも手段であると思えますし、そういった手段を使って地域を活性化していこうというデジタル田園都市国家構想などは、まさにいろんなツールを総合させて進むという意味ではいいことかなと思えますので、例えばそういった政策目的にどういったことがインプットできるかなという観点からまたPPP/PFIの活用を検討していければと考えている次第でございます。

難波委員からも3点御意見をいただいているところでございます。PPP/PFIならではの価値というところで、定量的に測りにくい部分も多々あるかなとは思いますが、官民連携という仕組みの中で今までではできなかったようなこと、事例などを取り上げていくということが効果としても実感しやすいものになってくるかなと思えますし、そういったところをしっかりと拾えるようなことは考えていければということを変更して思っている次第でございます。

吉田委員からも2点いただいているところでございます。地プラの活用ということも言っているかなと思っておりますが、もっと政策課題とかに対応していくためには国からの支援。もうちょっと地プラなど国がいろいろ関わって行って、例えば新たな政策課題に対しては、今、こういうところがみそなのだとか、こういったことが行われているとか、そういったことも国がプッシュして、必要であれば入っていくような、そういった双方向のやり取りなども一つあり得るのかなということを思ったりしておりますが、引き続きいろいろ検討できればと考えてございます。

特定事業の選定段階から事業評価のことを考えながらということを御指摘いただいたところでございます。こういったことにも取り組めればと思えますけれども、一方で、そ

ういったことが事業をやる上での負担の増大みたいなことにはならないように、いろいろパターンを使い分けたり、自治体の習熟度に応じたいろんな進め方が大事かなと思いますので、そこはよく分けて考えていければいいのかなと思うところがございます。

財間委員からも3点御意見をいただいたところがございます。チャレンジングな部分に関してはなかなか見えないというところがあると思います。こういったところに関しては、国もどういった応援ができるかということは考えていかないと、より一層現状にとどまらないいろんな活用、いろんな取組を進めるということでは大事な視点かなと思っておりますので、そういったことに関しても知恵を絞っていければと考えてございます。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤専門委員 加藤です。

政策課題についての感想、もう1点は逆に意見を申し上げます。政策課題ですが、グリーンチャレンジというのは典型的なのですが、技術が進歩している分野で、その状況により政策は大きく変わります。グリーン化はコロナで最も大きく変わった領域ですが、走りながら考えているという状況があるかと思っておりますので、固まった政策課題とは違うのかなという気がしています。一方で、定量化や数値化の選択肢は多いかという気もします。

もう一点は、オープンデータが出てきたので申し上げます。事業評価の際、本当にそれが効果かどうか、それを分離しなければ、小さな小さな効果なのに過大に出てしまう可能性があります。研究ではDIDを含め因果推論などと言われますが、完全に前提を満たさなくてもWith-Withoutを考えた評価をお願いしたい。これまでの議論とは逆行していることを申し上げ恐縮ですが、留意点としてお聞きいただければと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 ありがとうございます。高橋でございます。

私からは2点。どちらかというと手続面のお話になりますけれども、新たな政策課題に対応して実際の案件を回していく中で感じている課題をお伝えしたいと思います。ほかの先生方からも御指摘があったとおり、グリーンやDXというのは新しい価値基準、バリューだったりするところがあって、既存のこれまでの公共事業のやり方で求めている価値とは違う切り口の価値をどれだけ大きくできるかということを求めるような世界になっていくということがあると思います。その場合に事業者の選定手続の中で感じている課題というのは、リスク分担の枠だけでなく、契約の文言も全部固め切ってしまうから公募を始めて、実際に新しい価値基準で考えた場合、そういうやり方やこういうリスク分担をしないほうがいい、もっといろんなことができますという提案が出てきたときに、すごく現場感の話なのですが、議会説明をしてしまったので変えられませんかみたいな感じのこ

とを言われてしまって、非常にやりづらい枠組みのまま新しいことをやらなければいけないということが起こりがちです。私自身、ここに挙げていただいた幾つかの案件で民間側をやったときに、いや、こうではないのだけどもと思いつつ、ただ、変えられないと言われてしまうと、どうしてもそこはそのままにせざるを得ないという感じで、かえって民間にとっては足かせになってしまっているような場面がある。

新しい価値を入れていくということで考えると、そういうところのくびきは外した形で1回やれないかなと正直思います。端的に言ってしまえば、事業契約のある部分はもうブランクでいいと。そこについては、事業のやり方に関して民間側の提案を見ながら書き込んでいくというぐらゐの手続でもいいよというものを1回モデル的にやってみて、その対話でどういうことが提案されたのかというところを評価していくという手続をやったほうが、実は民間のほうでこの事業の仕組みをこう組み替えると、もっとこんなことができますということを引き出しやすいのではないのか。それをかなり阻害してしまっているけれども、新しい政策課題に対応しようとするときに、それは非常に足かせのデメリットが大きいのではないかなと考えています。ある程度交渉余地を多めに残して、手続の中で民間の提案に対応していくというやり方を後押ししてあげるような施策なりを打っていく、あるいはそういう事業を支援していくということをするのが必要なのではないかと考えております。

もう一つは、先ほど財間委員がおっしゃったこととほとんど同じですが、さらに立ち返っていけば、そういう課題を見つけて解決案を考えていくこと自体をパートナーシップとして民間企業で組んでいくと。もっと高いレベルで相手を決めて一緒に事業をやっていく、いろんな問題を解決していく。そういう企業とのパートナーシップをつくっていったら、その中でPFI事業をやっていくという枠組みをつくっていくと、より民間主導で、公共側では気がつかないものをどんどんと投入できるという形になるのではないかな。そういう民間企業との組み方というところに対しても、現状の制度的なところでもこういうことができますよというのを先行的に示してあげる、あるいはそういうモデル的なもので誘引を与えていくという施策を打っていただくということが重要なのではないかと考えます。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 弁護士の小林です。

たった今、高橋委員が言われたことにまさに同意でして、実務をやっているものとして事業契約とか、いわゆる契約周りのところの文言が完全がちがちに固まっているので、それを所与の前提としてやらざるを得ないというところがあるので、そもそも公表された事業契約に定められているようなリスク分担とか、そういったところにフレキシビリティが全くないような状態になってしまっているというところは、これから新しいタイプのPFIということを考える上では検討していくべきことなのかなと思いました。

もう一点、適切な事業評価として皆さんがコメントされているところになるのですが、今、頂いた資料を見ても、事例として挙がっているものの評価項目も結構ばらばらになっています。令和2年に公表された「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」というものを踏襲して検討しましたとなっているのですが、そのもの自体が基本的な考え方ということで、先ほど山口部会長代理もおっしゃってございましたような評価の軸を明確に定めるというよりは、「PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方」は）本当に骨子みたいなものを定めてあるだけということとの理解です。そのため、今、挙がっている例だけを見ても例えばバリュー・フォー・マネーを出しているものと出していないものがあったり、それだけ見てもどういう評価だったのかということが比較しにくいかなという率直な印象を持っています。

また、今、挙がっているものは全て事業期間が終わったものということで、事業としてはかなり古いものばかりになると思うので、当時と今だとかなり状況も変わっているかと思えます。事業評価と言うとどうしても事業期間満了後の評価について議論にされているような気がします。事業期間中のものであっても、一定の段階に至った段階でそれを期中で評価して公表するとか、そういったものをやったほうが、今、動いているような新しい案件についても情報共有がもっと進むのかなと思っています。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、一通り御意見をいただいたということで、事務局から今までの点についてレスポンスをお願いいたします。

○庄司企画官 御意見、御指摘ありがとうございます。

加藤委員から1つ感想、1つ御指摘というところで、事業評価の仕方はいろいろ着眼点があるかなと思います。過大な評価というのはもちろん避けるべきというところはあるかなと思いますし、その点も意識しつついろいろ整理していければいいかなと思っています。

高橋委員からも2点御指摘いただいたところでございます。新たなところを取り込むということが、今の仕組みを前提にしてしまうといろいろ足かせになりかねない。この点は本当にしっかり意識する必要があるかなと思いますし、前回の議論でもいろんなモデル的な議論、検討が必要かなというところで、そういう中でもこの点もしっかり取り込んで検討していければいいのかなと思っています。

小林委員からも2点御意見をいただいたところでございます。事業評価、事業期間中の評価というのは、まさにPFIの特徴として長い期間というのもございますし、その間ずっと放っておくということでもないかなと思いますので、適切なタイミングでそれぞれ評価しながら効果を訴えるということもありますし、事業の適正化ということもありますし、ほかの案件への参考に使ってもらおうということもあるかと思っていますので、こういった視点もしっかり取り込んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

かなりいろんな御意見が出たと思いますので、私からもちょっとだけコメントをさせていただきますと、皆さんからいただいた御意見のまとめに近いのですが、1つは、事業評価に関してこれだけ世の中でいわゆるEBPMというものがしっかり言われるようになってきた中では、こういうふうによくいった、こういうふうによくいかなかったというだけではなくて、そのロジックも含めて評価軸をきっちりつくって、因果関係もできるだけ押さえながら評価をしていくということ。これはいきなりできるわけではないのですけれども、積み重ねというのがこの分野にとっては必要なことかなというのが1点目です。

2点目、PPP/PFIもツールだという話がありました。そのとおりなのですが、このツールがどういうメリットがあり、どういう使い勝手のよさがあり、どういう利点があるのかということは、改めて新しい政策課題が出てきているからこそ、みんなにもっと知ってもらわないといけないという部分は大きいのだと思いますので、何のためにPPP/PFIを使ってもらえるのか、それはそこを増やさなければいけないからだという話ではなかなか自治体からの理解が得られないのだと思いますので、これを使うことがどういう点でいいことがあるのか、どういう点で望ましいのかということを知っていくことが改めて重要なことなのだろうと思います。

3点目は、まさに今、何人かの先生方からお話があったように、手続面での改善が望まれるところで、新たな政策課題は特にですけれども、その前からずっと言われているところで、ここをどうブレイクスルーさせるかというのができることの大きなポイントかなという気がいたしました。がちがちになっているところでなかなかうまくいかないという話は、もう少し柔軟性を確保できるような契約の書き方をできるようにしていくというのはとても重要なことだと思いますし、それからパートナーシップという話がありましたが、これが公平性の観点、あるいは公物管理という観点でこういうことが認められるのかという議論はずっとあることはあるのですけれども、新たな政策課題が現政権の中でいろいろ出てきているからこそ、今、これを進める上ではこういうことが重要だということで、どこまで突破できるかというのは、チャレンジングはありますけれども大事なところかなという気がいたしました。

まだまだ御意見がおありかと思っておりますので、御発言で十分にお話しできなかった点に関しては、後ほど事務局のほうへメールで御意見、御質問等を提出していただければと思います。

それでは、よろしければ、続いて議事3に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

議事3について事務局から御説明をお願いいたします。

○村松参事官補佐 本件を担当しております総括補佐の村松でございます。議事(3)「キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるPPP/PFIの導入推進施策」ということで、指標連動方式の検討状況について御説明をさせていただきたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目でございます。本件は、昨年の成長戦略等にもいわゆる指標連動方式に関する閣議決定がございまして、海外や国内の事例等を参考に今般御議論を進めていただきたいということで、これまで室内等で議論をしてきたところでございます。1ページ目にお示ししております事例につきましては、いずれも指標連動の例ではございませんけれども、今回指標連動方式を検討するに当たって参考とした事例でございます。

向かって左側は大宮国道の事業の性能発注での維持管理業務の例でございます。こちらは例えばわだち掘れ量であるとか、ひび割れ率であるとか、海外のいわゆるアベイラビリティペイメントの指標として用いられているような指標をいわゆる管理値ということで採用いたしまして、事業期間2～3年程度です。それを平成22年以降。こちらの事業方式、主に今のような体制になったのは27年度以降と聞いておりますが、用いた事業ということで参考としておるところでございます。

右手のほうは処理場等包括的民間委託導入ガイドラインということでございまして、上から3ポツ目、水質管理基準について、要求水準により、定量的な基準を設定するというふうにしております。

最後のポツになりますが、要求水準未達に対する場合は減額ということで、水質が一定値以下の場合には減額をするということを用いておるところでございます。

右下の周南市の空調施設の事業例におきましては、明らかに重大な故障がある場合、例えば空調施設が故障などで運転しない場合においては、1件、1日当たり5ポイントということで、ポイントに応じて維持管理の対価を減額するという事例がございまして。

次のページは海外の事例でございまして、アベイラビリティペイメントと言われているものでございます。左は学校の事例、カリフォルニア大学マーセド校のキャンパス拡張工事ということで、複数の建物整備と維持管理・運営が行われるいわゆるDBFOM、日本で言うPFI事業でございまして、こちらは事業年数39年ということで設定されている事業でございます。

左手の一番上の「支払方式」でございまして、施設整備につきましては、いわゆるマンスリープログレスペイメントということで、一定の固定払いに近いようなものということになっておりまして、維持管理・運営部分についてアベイラビリティペイメントが設けられておるところでございます。そして、これらを利用可能状態とパフォーマンスに分けてそれぞれ指標が設定されて、状況に応じて減額がされるという事例になっております。

右手は道路で、豪州の件でございます。維持管理の事業ということでございまして、事業期間7年ということでございます。こちらのほうは、「支払方式」の一番上、3種類の支払方式から業務ごとに支払方式を決定しているとなっております。固定価格払いと目標コスト支払い、パフォーマンス支払い、おおむね3つぐらいの支払方式が導入されてお

ると承知をしております。

こちらのほうも「対価変動」の一番上のポツでございますが、支払方式に関わらず、年間のサービス対価の利益部分が対価変動の場所となっております、いわゆる経費部分については支払いが受けられるということになっておりますが、利益部分については対価変動すると承知をしているところでございます。

次のページでございます。今般議論しております日本の指標連動方式と参考としている海外の米、英、豪のそれぞれのガイドライン等との比較表でございます。注目すべき点は、左のカラムの「対象」「ガイドラインの記載内容」は大体似たようなところでございますが、それ以下の「指標と連動する対象の範囲」「ペイメントメカニズムの原則」「指標の分類」「利用量を基準とした指標」、これらの4つについては比較が必要になってくるだろうと。例えば「指標と連動する対価の範囲」につきましても、イギリスやオーストラリアについては、建設費も含めたいわゆるユニタリーペイメントというものを用いている。一方で、アメリカにつきましても、建設費については基本的にマイルストーンペイメントということで、アベイラビリティペイメントとは別の概念を用いて建設費の支払いをしている。一方で、それ以外についてはアベイラビリティペイメントという形で支払いを行っていることを承知をしています。

日本の現在の原案につきましては、いいところ取りではありませんが、全体も一部もあり得るといって原案を記載しております、この後で御議論いただきたい論点にもお示しさせていただいているところでございます。

「ペイメントメカニズムの原則」につきましても、英、米、豪、いずれにつきましても基本的には減額方式ということが用いられていると承知をしております、こちらについては、日本については基準値からの調整ということで記載をさせていただいているところでございます。

「指標の分類」につきましても、英、米、豪、いずれもAvailability・Performanceに分けると記載をされておりますが、こちらについても日本の場合は必須ではないと一旦は記載をさせていただいているところでございます。

「利用量を基準とした指標」、いわゆるシャドートールと言われるようなものでございますが、イギリスにおいては用いられておると承知をしておりますけれども、英、豪については用いられていないということでございまして、日本についてはこちらを用いることは可としております。

これらを比較してみると、日本の場合はかなり包括的に諸外国の制度を日本に合わせて、アジャストして使い勝手がいいようにしたいという意思を今のところは持つておるところでございます。

次のページが今の指標連動方式の基本的な考え方のガイドラインの骨子というところになります。注目すべきポイントは1ポツの「前書き」及び「基本的な考え方」でございます。前書きの上から2つ目の黒丸でございます。今回指標連動方式を何で進めるのだと

いうメリットの議論もこの後論点にお示しさせていただいておりますが、本来PPP/PFI事業というのは性能発注方式と承知をしておりますが、一方で、実際発注をする段階ではかなり仕様が残ってしまっている。民間事業者の創意工夫をさらに発揮するという意味では一層の性能発注が求められるわけですが、やはり現場で話を聞くと、性能にするというのは結構怖いのだ、仕様で出していたほうが安心であるという面もあると。そうしたときに、後からこれらのアベイラビリティペイメントとか指標連動方式を用いて評価をして適正な予算の執行ができれば、安心して現場で性能発注をもっと推進して、民間の創意工夫を引き出すことができるのではないかと。そういうことを主に2ポツ目でうたっておるところでございます。

それ以外に「検討プロセス」や「指標の設定」「サービス対価と支払いメカニズム」「モニタリング」ということで、包括的に必要なツールというものをこちらの骨子のほうに記載をさせていただいているところがございます。

次のページをお願いいたします。今回の計画部会で御議論いただきたい点は5点ございます。1つ目は指標連動方式の公共側・民間側のメリットということでございます。公共側のメリットにつきましては、指標とサービス対価が連動しますので、言ってみれば受けたサービスに対する適正な対価というのがかなりオートマティカリーに実現できるのだろうなということで、言わば公共側のメリットが非常に実感できるところであります。

一方で、民間側のメリットをどういうふうに考えているのかというのは、やはりいろいろ議論がある。公共側としては単に管理するだけではなくて、管理できるのだから、その結果として、発注段階においてよりの性能を進めることによって、民間の裁量を拡大したような事業の増加、こうしたものができないか。もしそうすることができれば、民間側にとっても大きなメリットになるのではないかと。今のところこのように考えているところでございますけれども、ぜひ御議論いただきたいと考えています。

2番目の御議論いただきたい点は民間事業者へのインセンティブの付与についてでございます。いわゆる指標連動方式、アベイラビリティペイメントについては、一般的に諸外国においては減額方式ということで、入れることに対する事業者のメリットは一体どこにあるのかということをよく問われることがあります。増額も必要なのではないかという御議論もありますが、今、考えておる点については2つお示しさせていただいておりますけれども、成果に関する指標を設定して、例えば高い成果については契約延長を認めたり、あるいは減額分をリカバリーするなどのインセンティブ付与をすることが考えられるのではないかと。例1にございますが、耐用年数が10年と想定されたような施設が、実はあと2年使えるといったときに、これらをもう2年延ばして維持管理をさせるということも一つ考えられるのではないかと。あるいは標準を上回るような成果を上げたときに、例えば減額される金額の一定程度を相殺するような形も取れるのではないかと。このような例が考えられるかなと考えております。

また、下の丸でございますが、高いパフォーマンスについて同時に増額という話もある

と思います。高パフォーマンスについて、本来やることをやっているのだから、その額、ちょうどに払うというのが公共調達の考え方とも考えられますけれども、一方で、例えば
さびが発生することがないようにしてくださいというパフォーマンス基準を設けていた場合に、全くさびが発生しなかったとか、非常に高い品質を納めてくれた場合に、これらについて増額をもってお支払いするということも考えられるのかどうなのかという点について、論点としてお示しさせていただいているところでございます。

③番目は対価変動に対する民間事業者のリスクというところでございます。いわゆる減額となりますと、リスクプレミアムが増大して、入札価格が増加する可能性、こうした御懸念を示される方々もいらっしゃいます。

2つ目の点でございますが、サービス対価の変動に関するリスクの定量化をどのように考えるべきか。諸外国の例を聞いておられますと、減額というのはほとんど発生していないと聞いておられますけれども、日本においてはどうか。また、初期の状態でトラックレコードがほとんどないということでございますので、これらについて定量化をどういうふう
に考えていくべきなのか。この点について御議論いただければと考えております。

3番目はリスク増大による事業継続リスクの顕在化等についてどのように対処すべきかということで、事業継続に最低限必要となる対価については、先ほどのオーストラリアの例でもございましたが、一定程度お支払いする必要があって、減額上限を設定するという
ことも考えられるのではないかとということが論点として挙げられると考えております。

4点目は指標連動方式の活用が期待される分野ということでございまして、今般新たに
こういう方式を用いますけれども、どのような分野がなじむのかということについてもぜひ
お知恵をいただきたいと考えております。

5点目は建設費用の対価変動の可否でございまして。諸外国の例を見ても、ユニタリーペ
イメントを用いているところと、マイルストーンペイメントプラスアベイラビリティペイ
メントという形を用いているところもございまして。日本のこれまでの取扱いについては、モ
ニタリングガイドラインや契約ガイドラインの基本的考え方にお示しさせていただいて
いるとおりでございまして、BT0方式につきましては、確定した債務として捉えるのが望まし
いということでお支払いをするということに対して、下段でございまして、BOTについては、
「サービス水準維持への強い動機付けを図るため、ユニタリーペイメントについて積極的
に導入を図る必要がある」と書かれておられます。これが今まで内閣府が示しているガイ
ドライン等の考え方になりますが、これについても今般入れる指標連動方式についてどの
ように考えるべきなのかという点について、ぜひ御議論いただければと考えております。

事務局からは以上でございまして。

○柳川部会長 それでは、今の御報告に関しまして御意見、御質問等いただければと思
いますが、いかがでしょうか。まず、山口部会長代理からよろしく申し上げます。

○山口部会長代理 御説明ありがとうございました。

私から2点ありまして、まずインセンティブの話ですが、プラスのインセンティブに関

して、資料3-2「基本的考え方(案)(骨子)」を見ますと、まずは増減額というところの対価のインセンティブの話があって、7のところ「サービス対価」以外での指標の活用というところで、契約期間の延長とか次期事業における加点という形で扱っているのですけれども、まだアベイラビリティペイメントがそもそも定着していない状況で、増額インセンティブを付与するというのがなかなか自治体で通らないという場合もあると思いますので、インセンティブに関しては、増額のインセンティブ、契約期間の延長、次期事業における加点、減額のリカバリーを並列して最初に提示をする形で整理をしたほうがいいのではないかなと思います。その上で、減額リカバリーというのは有効なのではないかなと思っています。通常PFI事業ですと、どちらかといえばモニタリング計画とか要求水準書等のところでペナルティーポイントを設定して、要求水準を満たしていないとか施設にトラブルがあったとか、そういった場合にペナルティーポイントを加算して、それが一定のポイントに達した場合に、支払額を一定額減額するといったたてつけをしている場合があるのですけれども、指標連動方式の場合には、プラスのポイントとマイナスのポイント、両方つけると。プラスであれば、実際に何の支障もなく施設が利用できるような状況に一定期間あるといった場合に、一定ポイントを付与する。一定期間のマイナスのポイントとプラスのポイントを合計して、結果的にマイナスのポイントを相殺できるプラスのポイントがあれば、結果的には減額のペナルティーは科さないということで、リカバリーできるという形でたてつけはできるのではないかなと思っています。

もう一点が指標連動方式の対象事業ですが、こういった事業を対象にすべきかというところで問いかけがあったのですけれども、私からは逆で、こういった事業は対象になじまないのではないかなと思っています。それは契約時における施設の劣化リスクが適正に共有できない場合です。いわゆる劣化リスクが可視化しやすい施設インフラに関しては、早期に指標連動方式を導入しやすいのですが、例えば下水道の管路などは典型的なのですけれども、劣化状況が可視化できていないといった場合、現状下水道の管路包括民間委託では、まずは日常点検を行うということと、いわゆる劣化状況の調査、それから必要に応じて補修・改築を行うということで、多くの自治体においてエリアを例えば3つとか4つとかゾーンを設定して、それぞれのゾーンごとに調査、劣化診断を行って、劣化リスクをA、B、C、Dとかとカテゴリ化して、Aについては早急に補修・改築を行うというサイクルを一旦全部回して、そこで管路全体の劣化リスクがきちっと可視化できると。そういった中で指標連動方式を導入するということはなじむと思うのです。

ですから、契約時における施設の劣化リスクについて、きちっと適正な情報を共有できていないと、アベイラビリティ、利用可能性が、例えば事業者が即座に対応できない過大な劣化状況に起因するといった場合に、その事業者にペナルティーを科すというのは不当な扱いになりますので、その辺りは留意が必要なのではないかなと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ありがとうございます。小林です。

私は先日来、指標連動方式について議論をしていたところ、そもそもインセンティブがある前提で話をしているのかと思っていたところで、前提の認識に勘違いがあったのですが、資料の1ページ目の右下にある周南市の空調設備の事業契約の規定みたいなものは、普通のサービス購入型のPFI案件でよく見るものであって、いわゆる維持管理期間において一定のパフォーマンスが満たせない場合にはポイントがたまって行って、それが駄目な場合には維持管理費が減りますよと。それをもって指標連動方式と言うのであれば、基本的に今あるものと大して変わらないのではないかなと個人的には思っていて、むしろ一定の指標を定めて、一定程度頑張った場合にはそれがインセンティブになるのだというところがあってしかるべきなのかなと個人的には思っていた次第です。

その場合に、もちろん債務負担行為をどうするのかとか、実際のお金の話、バリュー・フォー・マネーの計算の方法とか、そういった議論も出てくるところだと思うので、先ほど山口委員がおっしゃられたように、最低限マイナス分を取り返すとかその程度のものは何かないと、導入を正面から議論してもそれほど大きなインパクトのある話ではないのかなという印象を持っています。

2点目ですが、最後の⑤として書かれていた建設費用の対価変動の可否というところに関して、BTOとBOT、物を引き渡した後かで割賦債権が確定しているのかどうかという議論はあり得るところだと思うのですが、ただ、実際に実務的なところで言うと、いわゆる施設整備費、建設のコストが減額されるかもしれないということに関しては、恐らくファイナンス上の抵抗は極めて強いかなと個人的には思っています。

これとは全く別の文脈ですけれども、最近のPFI案件でいわゆる違約金みたいな規定の中で、一定の、例えばそのPFI事業の入札に関して独禁法違反みたいなことを起こしたような極めて悪質な場合には、違約金の金額が、維持管理期間に入った後であっても契約金額ベースの何%とされ、維持管理費用としてもらえるお金を超えるような違約金が完工後に科されるかもしれないという案件をちらほら見るようになってきました。そういった場合は実質的に維持管理でもらえるお金で賄い切れないぐらいの違約金を受けるかもしれないということがあって、もちろん事例は極めて悪質な場合に限定されるといった案件であっても、銀行とお話をすると、いや、自分のローンの返済原資が食い込まれるかもしれないということはとても応諾できませんという議論をよく銀行側からされることがあります。建設部分、銀行が返済原資として見ている部分に対して食い込むということに関しては、少なくともファイナンスの観点からはかなり抵抗が強いのかなと思っています。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 ありがとうございます。

私からは次元が低い話になるかもしれませんが、大きく3点ございます。まず1点目は、今さらに恐縮ですけれども、指標連動方式は、これまでの検討経緯もあって、ややもすると手法ありきで、これ、とにかく食べてみてというような見え方になりがちだと思うので、そこは改めて気をつけたいかなということ。今回私どもへも問われているわけですが、改めて、これはどういう分野のこういった場合に効果を発揮するのかとか、あと課題、留意点は何かなとか、プロ向けか、初心者向けかなとか、そういった辺りは普及に当たって最初に分かりやすく示すことが重要だろうと思います。

2点目としては、今、申し上げたことに関連して、資料にもありますけれども、先陣でやっている海外の成果とか課題がもういっぱいあるようなので、日本はそれらをしっかり吸収してからスタートできるということがありますので、その辺りもしっかり整理、共有いただければありがたいなと思います。

私もまだ途上で断片的ですが、カナダの道路維持管理の割と進んだ性能規定型のアベイラビリティペイメントの事例などでは、導入目的を狭義のVFM、行政コスト削減に絞って、サービス対価の計算なども品質未達による減額メカニズムがメインということでやったようですけれども、結果、VFMは十二分に出たと。一方で、除雪などに係る成果基準さえ満たせばいいだろうという評価をしたことで死傷事故なども多発したため、その後に結局、資材、薬剤の十分な投入などの仕様のルールも付加してやり方を改善したということ。また、オーストラリアのニューサウスウェールズでは、これも道路ですが、当初はかなり進んだ性能規定型のアベイラビリティでスタートしたのだけれども、その後、公共の過去のノウハウとか行動基準といったものを民間と共有しながら進めていくJV型のやり方に少し戻して、さらにその後はその2つの中間的なやり方に変えるといった試行錯誤などもたどっているようです。

こういったことから、重要なことは、いずれも海外ではうまくいかなかったらやめているということではなくて、成果とか課題を踏まえてPPPを着実にバージョンアップさせているのかなと見受けれます。ですので、日本では水道などでもそうですが、先陣の成果と課題をしっかりと学ぶ利がありますので、それを生かしてゼロイチの議論にならないように、根づくように進めていただければいいかなと思っています。

3点目が分野ですけれども、ちょっと感覚的な話で恐縮ですが、海外でも事例が多いですし、日本でも老朽化の課題が多かったり、物量が多い、マーケットも大きいということで、道路のブラウンフィールドの維持管理・改修でのケーススタディーなどを重点的にやっていただくのかなというイメージを持っています。テクニカルな点を含めて割と応用編かなという気もしますし、海外の例などを見ていると、道路とかですと、本来民間のノウハウを生かせるのだけれども、過去の公共のノウハウとか行動基準の共有とか継承というのは相応の期間が必要だという要素もありそうかなと感じますので、例えば道路の包括とかで実績を積んでいる先進自治体などをフィールドにして、その自治体のセカンドステップの実証プロジェクトをするようなところからやるのかなというイメージを持って

います。

あと1点だけです。あまり複雑にするのも良くないかもしれませんが、イギリスなどではいろんな事業の経験も積む中で、道路のアベイラビリティの指標に加えて、公共の個別の課題、例えば雇用とか人材育成とか地域の復興とか、そういったことに関する民間がノウハウを生かせるパフォーマンス指標も工夫して、追加で設定してやっているような例もあるようです。契約が複雑になるというデメリットなどはあると思うのですが、これによって複数の政策課題を同時に解決できているという評価もされているようですので、こういった辺りも併せてあらかじめ日本でも共有できると、先ほどの議題のPPPの効果把握の議論などとも結節、連携できて、アベイラビリティだけがひとり歩きしないことにもつながると思うので、ぜひ配意、御検討いただければいいかなと思います。

ありがとうございます。以上でございます。

○柳川部会長 それでは、高橋委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 高橋でございます。

3～4点コメントを差し上げたいと思います。先ほど小林委員からも御指摘があったとおり、1ページ目の空調みたいなものは、確かにどんなPFIでも大抵入っていて、多分性能発注方式でアベイラビリティでやっていこうというのは、一部だけがこういう性能発注ではなくて、事業全体に対して基本的には仕様でなく性能でというところで、主たる部分が全部性能で示されるというところぐらいまで行かないと、先進的なものとしては扱いはないかなと思っているので、そこは誤解が生じないような形で示していただくのがいいのではないのかなと。

向いている事業というところで言うと、先ほど山口先生から御指摘のあったとおり、劣化リスクが見えているというのと、日本のインフラですから、基本的にブラウンフィールドをやらないとあまり大きな解決にならないということを考えると、道路というのは一つ向いているところがあるのではないのかなと。先例があるという意味でも。

性能発注というのは昔から言われている割になかなか導入されないでいるのはなぜなのかというところに対して、強いメッセージを出したほうがいいのかと思っていて、性能発注のメリットを得るためには、基本的にコストであったり、いつ幾らかけて何をやるかというところに関して極力自由度を与えるということが重要で、それはまず予算があって、予算のお金があるからそのお金の範囲でやってちょうだいと言うと、自動的にやるのが決まってしまう。そういう順序にならないようにするという仕組みをいかにつくるかというところが非常に重要なのですが、そのところは仕様発注、積算、予算、それから入札というオペレーションでずっとやってきてしまっていると、そこからどうしても離れられないと言って、どんどん仕様発注のほうにまた返ってってしまうということが起こりがちですので、その考え方の転換を促すようなガイドラインを示していくというのが非常に重要なのではないかと思います。

これを普及させるためにどうするのかというところですが、これはなかなか難しい部分

もあるのですが、やりがいがあって、皆さんが食いつきそうなものを1回どんと出して、そこで議論していくというやり方が、皆さんが本気で考えるのでいいのではないかなと個人的には思っています。それから、その後ろにさらにそれに続くプロジェクトが続いているというものを見せながらやると、皆さんやる気が出てくるのではないかなと思っています。

モデルを検討してつくり込んでいくというところをやるということも大事なのですが、具体の案件というものを大きく出して行って、これで自分たちはビジネスをやっているのだというものを見せながら検討していく、案件をつくり上げていくというプロセスを取ったほうが実が大きいのではないかなと思っています。そういうやり方も積極的に促していくようなことを御検討いただくといいのではないかなと思っています。

最後に1点、建設費用の対価変動の可否というところですが、これは海外でもアベイラビリティに相当する部分はよっぽどのことをしないと減額されないようにつくってあって、普通にやっていたらまずヒットしないというやり方だと思うのです。そういう意味で言うと、それは正しい。でも、よっぽどのことをしたら安心してもらえるお金なんてないのだよという意味で動機づけをするということは正しいと思っていて、そういう意味でいくと、日本の施設整備費部分だって、絶対に削ってはいけないということだけが唯一の解としてあるというふうを考えるべきではないのだろうと思う。

ただ、現状BTO方式で、その減額に対して抵抗感がすごく高いのはなぜかという、多分リターンが低いからなのです。金融機関は極めて低い利率しか取れないし、事業者のリターンも非常に低いので、ローリターンだったら、ローリスクでなければ困りますという構造になってしまっている。リターンが上げられるのだったら、そのリスクも上げられるはずなので、施設整備費部分の対価を減額の対象にしないというのは、単に非常に低金利状態で、幾ら貸しても大してもうからないのだったら、絶対返ってくるようにしてくださいというお話として出てきてしまっているのであって、仕組みとしてそれが正しい正しくないという議論では多分ないのだろうなと思っています。正しい動機づけを与えるのだったら、それに対する見合った報酬は何、リターンは何というところ、関係性をしっかり意識するということが本来は必要なのだろうと思っているので、そういう理解の仕方というのも重要ではないかと思っております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 アベイラビリティフィーの件については、先ほどの高橋委員とほぼ同じ意見でして、インフラを想定すると、基本的に公共がこれまでやってきたような業種、例えば道路とかで言うと、少なくともこれだけのサービス水準では必ずやってくださいね、ここだけは守ってくださいねというところを破ってしまうというところは非常にまずいと。アベイラビリティフィーというのは、そういうふうな理解をしているのですけれども、そ

ことというのは、それが破られてもペナルティーを受けないというルールではまずいのだろうと思います。

あと、これは日本の場合というのはほとんどブラウンフィールド案件、維持管理とかそういうところが多いのかなと思うのですが、先ほどの外国の話などを横並びに書いていると、外国の場合、建設部分も含んだようなことを前提として議論されていて、そうすると、建設段階からやるPFIと、どちらかという日本の中でマジョリティーを占めるだろう運営だけ。包括的維持管理でなくて、運営のところだけの話というのはちょっと切り分けて議論しないといけないのではないかなと思っています。

建設を含む場合というのは、例えば建設部分でちょっと頑張ってオペレーションのコストを下げるということは、PFIで期待されるということなのですが、そういったペナルティーみたいなものがすごく小さければ、逆にモラルハザードが起こるといえるのか、建設段階で非常に安く上げて、運営段階でもそういうペナルティーを負わないのだったら、PFIでやっていることの効果自体が薄れてしまうということもあると思います。一方で、維持管理だったら、もう建設は終わっているのだから、その部分のリスクを負わないということになるのだと思うのです。言いたかったことは、建設部分を含むものと含まない部分については原理原則としてちゃんと分けて議論しておいたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 それでは、この辺りで事務局からある程度お答えいただいたほうが。大分いろんな意見をいただきましたので、手短かにレスポンスをお願いいたします。

○村松参事官補佐 様々な御意見ありがとうございます。

山口委員からプラスとマイナスを両方つけて合計してやるというような御指摘がございました。まさしくどういう方式がベストなのか、ベターなのかという点について御意見を頂戴した中で、こちらのほうも含めて検討して考えてまいりたいと考えております。

また、下水等管路の可視化ができていないという件は、まさに大阪の件でもございましたけれども、一体どれくらいリスクがあるのか、それを後から評価できないと、やはり指標連動となじまないのではないのかというのは、まさに御指摘のとおりだと思います。入れる分野、ジャンル等についてしっかり検討して考えてまいりたいと考えております。

小林委員からは周南の例についてはよくある事例ではないかということと、高橋委員からは一部ではなくて全体的にということで御指摘を賜っております。1ページ目の事例というのは指標連動の例ではないですが、参考ということで挙げさせていただいております。こうした例も含めつつ、日本の法体系、契約の中で一部取り入れておりますので、それを全体的にもっと大胆に広げていった場合にどうなるのかということの一例として挙げておりますけれども、今、御指摘いただいたようないわゆる全体的な性能ということに使えるように、今後とも制度等の検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、ファイナンス上、厳しいという建設の対価変動についての御指摘がございました。ここについては後ほど委員の方々からそれぞれ、いいのではないかというような御意見も

ございます。リスク・リターンとの関係で建設費を変動されてはなかなか市場的には厳しいです。ただ、高橋委員からのコメント等でもございましたけれども、考え方としてはいいのではないかという意見もあるということで、今までのPPP/PFIについても両論併記があったと考えております。こちらの点についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

その他委員の方々から各種御意見を賜っております。いただいた意見を基に引き続きブラッシュアップを重ねてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○柳川部会長 ありがとうございます。

まだ7名の方から手が挙がっていらっしゃるので、ちょっと時間が迫ってきておりますので、1人3～4分ぐらい見当でお話しいただければと思います。それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

1 ページ、私も意見があって、現場感からすると、これを入れられたのが非常に正解だと感じています。入札の仕事などをしていると、民間業者が公共の仕事をなかなか引き受けてくれないので、現場で苦慮されているところがあります。したがって、仕事が進みやすくなるという意味で、公共側のメリットもあると思っています。

私は交通屋ですから、需要変動が民間側の最大のリスクですから、利用量を指標に入れないということがメリットです。しかし、日本では入れることも選択肢ということなので、利用量を指標として選ばれる方があるのかどうかを注視する必要があります。実際に、リーマンショック後ですが、アメリカの道路ではアベイラビリティペイメント方式が増えました。需要変動が怖いからこうなっているわけです。

インセンティブはやはり減額ベースかと思います。他方、リカバリーという手法は非常に興味深く感じています。

建設ですが、DBFOMなどを使うときにアベイラビリティが入っていたと記憶していますので、その辺のリスク管理の事例を示していただければと思います。ただし、海外は少なくとも期間が長いのではないかと考えます。

指標連動の採用領域ですが、道路の維持管理は喫緊の問題があると思いますので、使えるようにしていただきたいなと思います。御検討いただければと思います。

BOTとBT0の違いもご提案のとおりかと思いました。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 少し議論の本題からそれると思いますが、Pay For Successの事業主体の連携という観点からの意見です。例えば、がんの検診率のアップを図っていくという場合は、そもそも受託者である民間側との連携を考える前に、発注者側も自治体だけではなく、中小企業を所管している協会けんぽと連携して実施していくことにより、ノウハウの共有が図られ最終的に医療費が縮減できる、そういった効果が現れると思います。

その上で、民間事業者への対価につきましては、検診率の向上であるとか要介護度の進行抑制などが実現できた場合、最低支払額にプラスして達成度に応じた加算分を上限を決めて支払ういわゆるハイブリッド方式が民間の適度なリスク軽減にもつながり、有効ではないかと考えております。

また、要求水準を超える成果を出した場合のインセンティブについては、民間事業者のモチベーション向上やサービスの質を担保する上で有効ではあるものの、客観的な基準がないと議会への説明が困難であることから、対価としてお支払いすることは課題が多いと思います。ただし、PFIの事業に参加した実績を評価する仕組みとしてモニタリングにおいて全国標準の基準で工事や運営等の評価を行い、その評価結果を全国共通で新たなPFI事業における実績として活用できる仕組みができれば、民間事業者へのインセンティブになるものと考えております。

最後に、活用が期待できる分野としては、民間の創意工夫を期待できる分野での活用が有効だと考えており、本市のコンパクトシティ政策で言えば、都心地区への居住誘導であるとか、コミュニティバスの運行あるいは利用増加に活用できるものと考えております。

以上であります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 幾つかあるのですが、手短にしたいと思います。先ほど御説明いただいた中で、イギリスの場合だとあまりインセンティブの付与になるようなプラスの側がないというようなお話があったのですが、そもそもイギリスの場合だと契約がパートナーシップ契約とかになっていたりして、契約の段階でゲイン・ロスシェアが交じっていたりすると、そこで何らかの形があったりするのではないのかなとちょっと思ったというところ。ちょっとそこは違うかもしれないですが。

先ほど足立委員からオーストラリアのやり方でいろいろなやり方が出てきていますというお話で、この指標連動方式を入れたときに、減額ありきで官と民の対立構造ができるというのが一番まずいと思うので、官と民で一緒になって事業をよくしていく、あるいは質の高い事業をやってもらうというところを一つ明確にしていく必要があるのかなというのを大前提として思いました。

民間側の参入のメリットとしてある程度裁量権を与える。裁量権がある中で一定の金額が支払われて、自分たちの一番やりやすいやり方、あるいは効率的なやり方をすることで各事業者がプロフィットが増えていくという形が一つ重要なのかなと思うので、民間に一定程度の裁量権を与えるという文言ももしかしたら必要なのかなと思いました。

民間事業者へのインセンティブというのは、先ほど来何名かの方が既におっしゃられているのですが、1つ加えるとしたら、一定の修繕工事を、パフォーマンスがよければ、それまでの額、キャップの額よりもちょっと大きくして発注しますよとか、あるいは災害復旧工事とかはあなたに特命で出しますよとか、そういうものがあってもいいのかなと思

ました。それが制度的に可能なのかどうかは知らないですが。

期待できる分野というところで、これまでも土木あるいは施設系でも諸外国で多くやられているとは思いますが、先ほどの前半の議論であったようなデジタル化とかでももしかしたらそういう部分で使えるのかなと思った次第ですが、一方で、民間のブラックボックスになってしまって、公共側が何も分からないようなものになってしまうと困るので、そういうところへの注意は必要かなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 まず、ポジティブインセンティブの観点からですが、指定管理者制度を受託している企業が抱えている問題点を解決していけるのではないかという意味でメリットがあると思います。皆さんよく御存じのとおり、効率性を上げてコストダウンを図ると、翌更新期に例えば受託費が下げられてしまうとか、あるいは3年ごとの公募で必ず価格競争になって、長く続ければ続けるほど赤字というか、受託額が小さくなるということに直面している企業が多いです。そういう意味で、組織としてのノウハウとか人材としてのノウハウがためづらい構造を解消するためにポジティブなインセンティブというのは使えるのではないかなと思います。

ただ、行政と民間との大きな違いで、民間というのは例えば組織、企業のノウハウをずっと成長させていけるのですが、行政サービスを際限なく向上させていけるのかと言うと、ポジティブインセンティブで財政負担が際限なく上がっていつまでも結びついてしまうことは回避すべきで、そういう意味ではどこかで頭打ちが必要だと思います。かつ導入が期待できる分野という意味では、コストセーブをメインとする事業ではなくて、何らかプラスアルファの収益、附帯収益を上げられるような施設運営事業や整備事業に向いているのではないかなと思います。具体的には社会教育施設とかそういった類いのものかなと思います。

一方のネガティブインセンティブに関して言うと、危惧すべきは③にある対価変動に関する事業者側リスクですが、総額の基準支払額に対する変動幅を予め比率で決めるとか、あるいは下限値を設けるとか、何らかの具体的なセーフティーネットが必要なかなと思います。その際には、下限値を何年か連続してヒットしたら契約期間途中でも解除されるなどの強いペナルティーの導入とせつとになるのかも s i入れません。

以上でございます。

○柳川部会長 それでは、宮川委員、お願いいたします。

○宮川専門委員 ありがとうございます。

民間のファイナンスの観点でいただいたポイントについてコメントをさせていただければと思います。大前提として、このアベイラビリティペイメントは基本的には海外においては入札を行うということでございますので、入札のタリフをいかに下げるかというところ

ろが公共側のメリットでもあるので、一方で、民間側はどうやってそれを勝つかというところをいろんなところのアイデアを使ってやるというのが大前提だと思っております。

そういう意味で、一番の民間側のメリットとしてどんな点があるかという点ですが、従前のサービス対価ですと競合入札者と差がつかない。その部分に対してクオリティーで差をつけられるという業者は、ペナルティーがあるリスクを最低限と見積もって入札をする。当然キャッシュフローの減る分が少ないので、安いタリフで入れられる、アベイラビリティのタリフで入れられるというメリットがあるということです。競争力がある、技術力に自信がある民間の企業にとっては、サービス対価方式よりは指標連動方式のほうがメリットが大きいのではないかと思います。

2番目のインセンティブについても、実力があると思っている業者は、プラスのインセンティブが得られるという前提で安いタリフで入れられるので、そういう意味ではその差別化の要因として使うことができる。インセンティブはどこからソースになるのかということと言ったところ、ここに書かれてあるとおり、公共側の利益が生じるというところのプロフィットシェアの中から拠出するというのが、一番資金ソースとしてはいいのではないかなと思っております。

3点目のリスクプレミアムの上昇ですが、これも技術力のある民間業者はそのリスクのプレミアムがそれほど高くはないと見込むので、最終的にはタリフを安くできるということで、民間業者の中の競争を促すことができるのではないかなと思っております。

活用できる分野ですけれども、基本的には社会インフラ、病院とか公共の施設、学校とかそういったところが非常に多いと思いますが、経済インフラでも先ほどおっしゃられたような道路も確かにあります。2008年以降の案件のボリュームリスクで失敗した例を踏まえて、それ以降はアベイラビリティの案件が増えてきた。それ以降、ハイブリッドの、最初にアベイラビリティを組み合わせて完工させて、その後ツールが増えてきたところでコンセッションにしていくという形も出てきていますので、そういった経済インフラの分野でも導入できるのではないかなと思っております。

最後の建設費用についての対価変動のところでございますが、恐らくこれはBT0でもBOTでももともとの建設で求められる仕様が決まっていると思っております。それに基いて一定の対価がBT0でもBOTでも支払われる。BOTのほうは基本的には建設費用をその後のオペレーションのアベイラビリティで回収していくということだと思いますが、基本的には仕様どおりの建設ができない場合には完工が満たされないということで、操業フェーズに入らないということになるのだと思いますので、建設費用の部分を減額するというよりは、まずオペレーションフェーズに入らない、デフォルトになるというのが普通の考えかなと思っております。BT0の場合も基本的には建設の仕様が満たさないものはアクセプトしてもらえないということです。対価を減らすというよりは、そもそも建設ができない、完工できないということが現実的な対応ではないかなと思っております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

大きくは2つでございます。まず1つ目として指標連動方式における民間側のメリット、民間企業のインセンティブ付与といったところに関してですが、これは指標連動型の事業というわけではないのですけれども、いわゆる需要変動を民間と公共で分担して、分担をするときに上限と下限を設定してというもの。利用者数が増えれば収入が増えて、増えた分のいわゆるプロフィットの部分とリスクの部分を公共と民間で上限と下限を決めて分担していくというスキームなのですけれども、事業を行った民間事業者のほうからは、事業リスクといったものを酌み取っていただいて、ある意味うまく分担できていたので、民間としてやりやすいスキームだったという意見がありました。

そこからいくと、今、プラスのインセンティブというのは考えていないという話ですが、プラスのインセンティブというのは少し考えられないのかと思います。例えば先ほどPFSの話もありましたが、PFSの事業などでは、いわゆるプラスのインセンティブで増額の部分を払うという仕組みが実際にあるわけです。そういう事業をやって、指標で測って、では、その指標といったものが財政負担の削減なり、何かの費用の削減につながっているのか、もしくは新しく便益を生み出しているのか、そうしたものの把握が必要になるかもしれないのですけれども、そうしたところの財源をプラスとしてつけられないのかと思います。

もう一つは、施設の建設費用についての対価の変動の可否という話です。実際にある事業において、建設費、維持管理費を分けているが、公共としては一括発注なので、サービスを一体として買うわけなのだから、そこは分けずに、トータルから減額をしていくといった考えで進めるべきではないかと考えた自治体があり、実施方針のときにそうしたスキームで出したのですけれども、これは金融機関を中心に民間から猛反発があって、結局、何回か対話を重ねた後、入札説明書を出すときにはいわゆる建設部分は減額しないという形に変えて出し直したという経験がございます。

そこからいくと、本来はトータルで考えていくべきところなのだと思うのですけれども、実務的には金融機関、特に融資をつける側のほうのこれに対するリスクの管理、その辺のところをよくよく調整していかないと、実現は難しいところではないかと思います。

以上です。

○柳川部会長 それでは、飯島委員、お願いいたします。

○飯島専門委員 ありがとうございます。

「指標連動」という言葉ですが、連動ですから、上に行ったり、下がったりということをお私などは素人的にイメージしておりましたので、下がるだけの連動というよりは、創意工夫を期待するという観点も含めて上がるインセンティブというのが必ずないと、民間側としてはないのかなと思っています。一方、住民サービスの中、想定以上に向上したとか、発注するものによってそれ以上のオーバークオリティーのものまで自治体側が求めないと

か、そういったものがあるのであれば、必ずしもインセンティブがなければいけないという感じではないかなという印象を受けました。

最後、建設費を削減対象に加えるか、加えないかについては、まさにファイナンスがつくとかそういったものも含めて、民間側がそれで参入するうまみというか、やる気をそぐ、そがないという議論だと思imasるので、それ自体は減額対象に含めないというほうが違和感なく、さっと入ってきたような感じではあります。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、もう時間なのですけれども、事務局からごく簡単にレスポンス、あと細かい点はメール等で対応いただければと思imasるので、ごく簡単にお願いいたします。

○村松参事官補佐 様々な御意見ありがとうございます。

建設費の部分については非常に多くの御意見を賜りました。よくよく整理して、またこの場で御議論を賜れればと思imas。どうもありがとうございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

すみません。ちょっと急がせてしまいました。追加で御意見、御質問等がおありの方は、恐縮ですが、3月1日までに事務局のほうにメールでお寄せいただければと思imas。

1つの有力な手段ではあるのですけれども、いろいろ考えるべき点、押さえるべき点が多いというのは御指摘があったとおりに思imas。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。積極的な御議論をいただきましてありがとうございます。

以下、事務局にお返しいたしますので、よろしくお願ひします。

○庄司企画官 皆様、本日はありがとうございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、次回の計画部会は3月23日、朝の10時からの開催ということで予定をさせていただいておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。